

学校・幼稚園・保育園の 占用利用についてのご案内

【利用可能日】 月～土(日祝日不可) 9:00～19:00

【申請が必要な理由】

- ・公園は誰もが利用できる施設で、ほかの利用者と譲り合って利用できるよう申請が必要です。
- ・他の占用利用や工事等がある場合、占用利用が出来ないことがあるため事前申請が必要です。

【申請が必要な例】

- ① 学校、幼稚園、保育園での行事(遠足、校外学習、運動会の練習、レクリエーション、集合撮影等)で利用の場合(人数に関係なく)
- ② 学校、幼稚園、保育園の行事以外でも、特定の場所を独占利用する場合
公園内で他の利用者が利用できない場所が発生する為、事前に利用できない場所を把握するためです。
独占利用とは、紐やパイロンなどで場所を仕切ったり、他の利用者が自由に利用できない場所を作って利用することです。
- ③ ひと団体で来園する人数が50人(目安)を超える場合
他の利用者や占用利用など公園の収容能力から、公園側の調整(グループ分け、場所分け、時間差)が必要のためです。

R5年3/13～

中野区立広町みらい公園